

前田厚子議員

第1 標題「福祉避難所の運営について」

1 回目の質問

公明党の前田厚子です。

只今、議長より許可をいただきましたので令和4年9月議会におきまして市政一般に対する質問をさせていただきます。

第1 標題「福祉避難所の運営について」お聞きします。

近年、地震だけでなく、大雨や台風、そして富士山噴火と災害による被害は、常に身近に迫っていることを感じます。

そんな中で、最も心配されているのは、障がいをもつお子さんのお母さん方ではないでしょうか。

福祉避難所は、阪神大震災で要援護者が、避難所生活の中で、相次いで亡くなったことを教訓に1997年に制定されたものです。更には、福祉避難所は、市区町村が主に民間の介護保険施設・障がい者福祉事業所等と協定を結び指定するものとして「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」が作成されました。

しかし、東日本大震災の時も、福祉避難所の周知はされていたのですが、実際には、避難所に避難された方は12%に留まり、福祉避難所への避難はほとんど無かったそうです。

それは、何を意味し、どうしなければいけないのか、私たちは考えなければならないことだと思います。今、災害が起きたら、障がいのある方も健常者も同じスタートラインから避難しなければなりません。実際に福祉避難所を利用するには、一旦地域の避難所まで行かなくてははいけません。その後、福祉避難所に避難するわけですが、自力で避難所に行ける人は、ほとんどいないと思います。その移動がどんなに大変で過酷か考えなければなりません。また、避難所での生活介助をして頂く方、健康チェックを行う看護師や保健師の方にも一緒に移動してもらわなければなりません。課題はたくさんです。

しかし、前に進まなければ、助かる命も助けられなくなってしまいます。

私は、重い障がいをお持ちのお子さんのお母さん方から、多くの声をお聞きしました。そんな中で、一番望むのは、やはり、「障がい者の特性を考慮し避難する際は、最初から福祉避難所に避難することは出来ないでしょうか。」という意見でした。

福祉避難所の確保・運営のガイドラインによると課題と背景と題して、あげられたのが「障がいのある人等については、福祉避難所ではない一般の避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、平素から利用している施設へ直接に避難したい。」との声が多くのお母さんの声でした。また、「指定避難所として公表されると、受け入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいません。」とのことでした。

そこで以前に質問し、検討をして頂けるという答弁でしたので再度お聞きします。

1点目、現在、提携している福祉避難所の収容計画についてお聞かせください。

2点目、福祉避難所の人的な確保と配置についてお聞きしたところ、関係機関と協議するなかで看護師や災害ボランティアの協力を得ながらサポートの体制を整備するとのことでした。その後の進捗状況をお聞かせください。このサポートの体制作りが、この制度を動かせるか否かの最も重要な点だと思っています。

3点目、この福祉避難所への直接避難の体制をR3年・R4年とモデル事業に選んで取り組んでいる茨城県常総市と宮崎県延岡市の担当の方のお話を伺いました。事業に向けて「避難行動要支援者が福祉避難所に直接避難出来る体制を構築します。」と決意をされていました。その中のモデルケースです。

地域で作る個別避難計画を立てたとき、要支援者は、「助けて貰うことで、地域の人たちに迷惑をかけたくないので、避難はしません。」とのことでした。

それが、個別の避難計画をたてて、お話すると、「自分が逃げないと、回りに心配させたり、迷惑がかかる。」と言って、自主的に防災グッズを購入するなど、避難に対して前向きになったとのことでした。

計画を作成すると言う事が本人の防災意識、つまり行動の変化となって現れたわけです。

本市でも、要支援者に対する個別避難計画の作成は、進められていますか。また、課題がありましたらお聞かせください。

4点目、「福祉避難所を一次避難所に。」指定福祉避難所への直接避難の促進を検討していただきたいと思います。

市長の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

前田厚子議員の福祉避難所の運営についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の福祉避難所の収容計画についてであります。現在、公共施設17施設に加え、高齢者施設12施設、障害者施設7施設との間で、施設を福祉避難所として利用するための協定を締結しております。運用といたしましては、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者がいると判断した場合に、受入先の施設の安全確認を行った上で受入れを要請し、受入体制が整うなかで、福祉避難所を開設するものとしております。

次に、2点目の福祉避難所のサポート体制の整備についてであります。富士吉田市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターと連携するなかで、福祉避難所を運営するための専門的人材や一般ボランティアを配置し、サポート体制を整備する計画であり、このサポート体制を円滑に整備できるよう、協定を締結した社会福祉施設の管理者を始めとした関係機関と連携強化を図っております。

今後におきましても、専門的人材の確保に関し、NPO団体やボランティア団体からの派遣協力が得られるよう協定の締結等に努めてまいります。

次に、3点目の個別避難計画の作成及び4点目の福祉避難所への直接避難についてであります。福祉避難所への直接避難を可能にした場合、多くの要配慮者が避難してくることが想定され、福祉避難所を利用する必要性の高い要支援者が入所できない事態が起り得ることから、まずは全ての方が一般の避難所に避難することとし、避難所に設置した福祉避難室を活用するなかで、要配慮者の健康状態等に合わせて対応してまいります。

一方、近年の豪雨災害等における要支援者の逃げ遅れに際し、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、優先度の高い要支援者の個別避難計画の策定、福祉避難所への受入れ対象者の特定など、福祉避難所に求められる姿が変化してきております。

こうした変化に対応し、災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするために、福祉施設側が発災直後すぐに受入体制が取れるか、施設入所者とのゾーニングや収容スペースの確保が可能かなどの課題を福祉施設と整理し、調整を図ってまいります。併せて「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき、関係機関や市役所内の関係部局と連携して要支援者の現況等を把握し、優先度の高い要支援者の個別避難計画

の策定を進めると共に、福祉避難所を利用する必要性の高い要支援者に対しては、受入先の福祉避難所の体制が整った上で、直接避難できるよう推進してまいります。

以上、答弁いたします。

2回目の質問

第1 標題「福祉避難所の運営について」2 回目の質問をします。

この福祉避難所に直接避難するという考え方は、ご答弁のとおり、令和元年の台風19 号を踏まえた上で、高齢者・障がい者等の避難のあり方について令和2 年12 月に国で最終的にまとめられたものです。

そこで、国が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定しました。

実際に、直接避難になると、多くの課題がでてくると思いますが、先程、市長から、福祉避難所の体制が整った上で、直接避難出来るよう推進して下さるとのご答弁を頂きました。

まず、個別避難計画を立てることが、第一歩だと思いますが、市として、まず、どのような事から始めて頂けますか。具体的にお聞かせください。

また、NPO 団体やボランティア団体からの派遣協力協定について、本市と締結されている所はありますか。

また、今後の展望もお聞かせください。

以上で2 回目の質問を終わります

2回目の市長答弁

前田議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、個別避難計画の策定についてであります。先進自治体の有効事例を参考としながら、優先度の高い要支援者の特定をどのように進めていくか検討を行い、市役所内の関係部局はもとより、医療・福祉の専門的な知見を持つ関係者や地域の実情に精通する自治会・自主防災会、民生委員の御協力を得るなかで、段階的、計画的に推進してまいります。

次に、派遣協力協定の締結についてであります。現在、本市とNPO 団体等との個別の協定締結はございませんが、社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書を締結しております。

また、災害が発生した場合は、どの被災地においても、被災後の応急対策や復旧対策を行う際の人材不足は大きな課題であります。災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会の全国的なネットワークや、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークが全国的な組織として、必要な地域にボランティアが派遣されるシステムとなっております。

さらに、本市は、平成9年度に都市間交流を行っている習志野市や南房総市との災害時における相互応援に関する協定を皮切りに、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の構成市町村や県内12市など、50を超える自治体と災害応援協定を締結しており、また、大規模災害時には国からの人材支援等を受け、福祉避難所の運営についても御協力いただけるものと認識しております。

今後におきましても、より多くの機関との連携協力を締結できるよう推進してまいります。

以上、答弁いたします。

第2 標題「マイナンバーカードの普及・推進について」

1 回目の質問

第2 標題「マイナンバーカードの普及・推進について」お聞きします。

最近、テレビ等で、「マイナポイント2万円分、つくらなくっちゃ！・もらわなくっちゃ！」というコマーシャルを見たり聞いたりした人は多いかと思えます。それは、国が、2022年度末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードの普及をめざすと言われているからです。

そんな中、本市において普及が進まないとお聞きしますが、市民に普及が進まない理由をお聞きすると、高齢者の中からは、キャッシュレス決済が、分からないし使わないから必要性を感じない。また、身分証明書になるものは、他にもあるし個人情報の漏洩を心配する声もお聞きします。若い人たちは、わざわざ、その為に市役所に行くのは面倒だと言う方もいました。そして一番多かったのが、制度への不安や不信が根強いことでした。

そこで、本市のマイナンバーカードの交付率の状況をお聞きかせください。

今回、更に取得率をあげる為に、国でとった施策が、最大20,000円分のマイナポイントがもらえるとありますが、その為に、必要なのが、カードの新規登録で5,000

円分、健康保険証としての利用申込みで7,500円分、公金受け取り口座の登録で7,500円分合計20,000円分のポイントがもらえるということです。

マイナンバーカードを保険証として利用すれば、機器が設置されている医療機関では、カード裏面のICチップの情報を読みとるので 患者の保険資格を確認するようになります。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者は、通常1~2年で保険証の定期更新が必要だったのが、更新の必要がなくなるとお聞きしました。

また、高額療養費の利用も簡単で便利になります。

これまで、一旦、窓口で限度額を超える費用を支払った上で、払い戻しの申請をするという手続きが、カードの利用で、医療機関が本人の同意を得たうえで、限度額を照会出来るため、限度を超えた窓口の支払が不要になるとお聞きしました。

逆に、マイナ保険証を利用すると、患者の自己負担が3割の場合、初診時に21円、再診時に12円が上乗せされ、従来の保険証の方は初診時9円のみで済むのでマイナ保険証の方が負担が重くなりました。幸いこれは、一旦廃止となり、見直しがされました。

こうして、既に国をあげての推進施策なのに、こうした見直しが有ることが、市民の不信や不安をかりたてるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、現在、市内においてマイナンバーカードの健康保険証が利用出来る医療機関や薬局はどのくらいありますか。数だけでは市民に分かりにくいので、市のホームページや広報に載せる事は可能でしょうか。他にも、周知方法がありましたらお聞かせください。

また、市としては、利用できる医療機関や薬局を増加させる施策について、どのようにお考えですか。

次に、このマイナポイント20,000円分を貰うには、まず、カードの申請が必要で、その申請期限は9月末までだという事を、もっと市民に強くアピールしてお知らせするべきだと思います。

その点をもう少し考えて頂きたいと思います。今、市民は、物価高で生活が苦しいと赤ちゃんをかかえた若いご夫婦や高齢者の一人住まいの方などから、お声を頂きます。そこで、このポイントを取得できたら、例えば、3人家族で60,000円のポイントが入るわけです。生活の大きな応援になると思います。知らないで、期間が過ぎてしまわないように、行政の方にご苦勞して頂きたいと思います。

本市の窓口では、職員の方が、毎日忙しく対応してくださっています。市民の中でも初めて市役所に恐る恐る行ったら、本当に分かりやすく親切に対応してくれてうれしかったとの声を何人もの方からお聞きしています。本当にありがとうございます。

今後も、「キャッシュレス決済なんて分からない。」や「ポイントなんて知らない。」と言っていた高齢者の方へ、今回はコンビニのカードや普段お買い物をしている時に使っているカードにポイントが得られることを、窓口でお知らせして頂きたいと思えます。

また、小さなお子さんや赤ちゃんの分は、お母さんが、ご自分とは違うカードならポイントが得られることもお知らせして頂きたいと思えます。

デジタル化が進み。これから2024年度末には、運転免許証もひもづけされる計画も進んでいますが、市独自でもカードを取得したメリットが得られることを期待しています。

各自治体で、普及促進の為にさまざまな工夫をしたり努力をされていますが、本市ではこれから、どのような取り組みをしていくのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

マイナンバーカードの普及・推進についての御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための重要な社会基盤であると国は位置付けております。その中で、マイナンバーカードの保険証利用につきましては、全市民が利用できる制度となりますので、本市におきましても、国の支援策に沿ってマイナンバーカードの保険証利用について適切に推進してまいります。

マイナンバーカードに関する具体的な対応状況等につきましては、市民生活部長をして答弁いたさせます。

以上、私からの答弁といたします。

【市民生活部長答弁】

前田厚子議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては平成 28 年 1 月から交付が開始され、マイナンバーを証明するための書類や本人確認書類としての利用、ICチップに格納されている電子証明書を活用した住民票などのコンビニ交付や国税の電子申告・納税システム e-TAX などの行政手続での活用を始め、民間企業においても事業所等への入退室管理や業務用パソコンの利用権限の確認など情報セキュリティの強化に活用されております。また、マイナポータルを始めとするオンライン手続のログインでの利用など、年を追うごとに、その適用範囲を広げ幅広いサービスが利用可能になりつつある状況であります。

まず、マイナンバーカードの交付状況についてであります。令和 4 年 7 月 31 日時点で、本市では 45.64%、山梨県全体で 42.60%、全国平均は 45.91%となっており、本市の普及率は県内市町村内で 4 番目、13 市の中では 2 番目となっております。

次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関及び薬局の件数についてであります。令和 4 年 8 月 21 日時点で本市では 1 病院、13 診療所、13 薬局となっております。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関の情報は厚生労働省のホームページにおいて随時更新されており、市のホームページからも確認できると共に、窓口においても利用できる施設の情報を提供しております。

次に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関等を増やす施策についてであります。令和 4 年 6 月 7 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2022 で示されているとおり、保険医療機関・薬局に令和 5 年 4 月からマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認の導入を原則義務化するとともに、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直し、最終的には保険証の原則廃止を目指すものとされております。このように国の責任において全国一律の支援策を打ち出しておりますが、県内の保険医療機関・薬局では既に 7 割を超える機関が、国の支援制度を活用しオンライン資格認証を申し込んでいるにもかかわらず、半導体不足等で機材やシステムが整備されていないため、現在県内でマイナンバーカードを保険証として活用できる医療機関等は 3 割に届いていない状況であります。本市といたしましては、市民のマイナンバーカードへの保険証利用登録をしっかりとサポートしていくことで、マイナンバーカードの保険証利用を推進してまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進及びマイナポイントの周知に関する取組についてであります。本市では様々な機会をとらえマイナンバーカードの申請支援及びキャッシュレス決済へのマイナポイント付与のサポート等を行っており、その結果として県内 13 市中で 2 番目の普及率を達成しているものと考えております。しかしながら、現状では国が目標とする水準には達していないことから、更なる普及促進策として 5 名以上のグループを対象に出張申請サポートを開始するとともに、多くの市民が買い物をされるスーパーマーケットに出向き、申請とマイナポイント付与のサポートを現在実施しておりますが、今後におきましても、機会をとらえ様々な普及促進策を実施してまいります。

以上、答弁といたします。

第 3 標題「住民生活にとって必要かつ緊急を要する道路整備について」

1 回目の質問

第 3 標題「住民生活にとって必要かつ緊急を要する道路整備について」お聞きします。

富士吉田市都市計画道路の説明文を見ると、「法に基づいて、都市計画を決定し、今ある道路を広げたり、新しい道路を作っている」とありました。

「都市計画道路は単に人が歩き、車が走るという交通手段としてだけでなく、人々が集い語り合うコミュニケーションの場を形成すると共に市民生活のあらゆる面での生活の基本的な施設です。また上下水道・電気・ガスなど、現代生活に欠くことが出来ない都市施設の為の空間を提供しています。更に、非常災害時の避難路を提供し延焼を防止する防火帯の役目など非常に多くの機能を果たしています。」

以上のように市のホームページに掲載されています。

また、第 6 次総合計画の基本計画第 4 章の暮らしの安全性・利便性を高める「都市基盤・防災環境」の整備のところにも次のように掲載されています。

「市民生活に密着した生活道路である一般市道については、市民の意見を十分に反映しながら、機能性・安全性及び災害時の有効性に配慮して、誰もが利用しやすい道路づくりに努めます。」

このような市の方針どおり、道路公園課の皆さまには、いつも市民の声に素早く対応して頂き地域の皆さまにも、大変に喜ばれ、本当に感謝しています。

ここで、質問させていただきます。

市内には、舗装されていない狭い道路で、車で走っていても危険を感じる道路、また、道幅が狭かったり、でこぼこで、雨が降ると道に大きな水たまりが出来て、車で進むのも躊躇するような道路がたくさんあります。

そのような道路をはさむ近隣の住宅の方々は、非常災害時の避難路を確保できず日頃、具合が悪くなって救急車を呼ぶにも家まで救急車両が入れず、担架で運んでもらったこともあるそうです。救急車両だけでなく消防自動車もまた霊柩車も家の近くまで入れずに困った思いをされているのではないのでしょうか。

それは、生活する方々にとっては、生命にかかわることでもあります。

その為、生活をされている方々にとっては、とっても深刻な悩みです。私は、同じ地域から何度も同じ陳情を受けました。市の仰ることも充分に分かるのですが、その地域の皆さまも様々な努力をしてくださっています。

しかし、その道路の沿線に土地をお持ちでも、住まいが別の所に有る人は、その不便さが伝わりません。

その上、無償で土地の一部を道路に出して頂きたい旨伝えても、良い返事は頂けないでいます。

他の自治体では道路整備に対し有償で用地確保をしているところもあるとお聞きしています。

やはり、本市のように無償で出して頂くことには無理があるのではないのでしょうか。本市でも、緊急を要する土地などは、提供して頂く土地を市で買い求めることを検討すべきだと思います。

非常災害時のことを考え、本線だけでなく支線も含め、そもそも都市計画法とは、市内全体をみて、市民が生活しやすくする為に道路を改修したり作ったりするものだと考えます。どこもかしこもというのでは無く、33の自治体に声をかけ、危険性の高い所など、何カ年計画等、優先順位をつけ、少しずつでも計画的に、住まいの安全を確保すべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせ頂けますか。

以上で、1回目の質問を終わります。

1回目の市長答弁

住民生活にとって必要かつ緊急を要する道路整備についての御質問にお答えいたします。

まず、本市ホームページにおける「都市計画道路」に関する記載と、本市第6次総合計画における一般市道に関する記載についてであります。また、「都市計画道路」につきましては、都市計画法において、「都市計画施設」として位置付けられている道路であり、本市ホームページに掲載しているとおり、人々の交流の場、生活インフラへの空間提供、防火、防災、避難など、市民生活のあらゆる面に関わる機能を有した、都市の骨格をなす、正に住民生活における最も重要な基盤となる施設であります。また、一般市道の整備に関する方針につきましては、本市第6次総合計画における基本計画において、お示しをさせていただいているところであります。

さて、御質問の本市の道路用地の有償化についてであります。平成27年12月定例会において羽田幸寿議員の御質問で答弁申し上げましたとおり、都市計画マスタープランや道路整備計画に位置付けられている政策的道路につきましては、適切な用地取得価格を算出するために不動産鑑定や補償調査を行った上で用地を取得し、計画的に事業を進めているところであります。また、自治会からの陳情による道路拡幅要望は、沿線地権者の無償提供の同意をもって事業を進めてきたところでありますので、今後におきましても、陳情による道路整備につきましては、これまでと同様に、地権者の御理解、御協力のもと無償で土地を提供していただくなかで、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

今回、福祉避難所の質問をしましたが、9月は一年のうちでも最も防災の意識が高まる月だと思います。先日、富士吉田市防災の日に、防災訓練が行われ、午後の講演では、「避難訓練は、空振りを恐れずに、何度も素振りを繰り返すことが非常に大事だ」とのお話を伺いました。

これから、災害弱者の避難も含めた「素振り」をしていければ良いと、改めて思いました。

以上で質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。